

令和5年度 健康ポイント対象の特定検診、がん検診等ポイント

1 特定健診、がん検診等の受診ポイント

番号	分野	項目	対象条件 ※年齢は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの誕生日における年齢です。	ポイント
1	いろいろ健診 ポイント (注) いずれか 1つのみ	健康診査	【特定健康診査】 40歳～74歳の大田区国民健康保険加入の方で、令和5年6月から令和6年3月までに受診した方	200
			【長寿健康診査】 後期高齢者医療制度加入の方で、令和5年6月から令和6年3月までに受診した方	
			【大田区健康診査】 40歳以上の生活保護受給中または中国残留邦人等支援給付受給中の方で、令和5年6月から令和6年3月までに受診した方	
2		人間ドック受診 助成申請	40歳～74歳の国保加入者で、令和5年5月～令和6年4月までに助成金交付申請書兼請求書を提出した方	
3		39歳以下基本 健康診査	18～39歳の方で、令和5年7月から令和5年12月までに受診した方 (注) 職場等で健康診査の機会がない方が年度内1回に限り受診可	
4		簡易血液検査キ ット(スマホ de ドック) 利用	令和5年度のご案内(通知)が届き、スマホ de ドックを申し込んだ方	
5	職場健康診断	令和5年4月から令和6年3月までに職場健診を受診した方(特定健康診査受診の方は除く)		
6	自分で“身体” の健康診断	令和5年4月から令和6年3月までに区や職場などによる健診以外で、自主的に身体の健康診断を受診された方		

7		自分で“歯”の健康診断	令和5年4月から令和6年3月までに区や職場などによる歯科健診以外で、自主的に歯の検査（ケア）を受けた方	
8	保健指導ポイント (注) いずれか1つのみ	特定保健指導	特定健康診査受診者かつ特定保健指導の対象となった方で、令和5年4月から令和6年3月までに保健指導の初回面談を受けられた方	
9		糖尿病性腎症等重症化予防保健指導	通知が届き、申込みをされた方	
10		医療機関受診勸奨 (生活習慣病)	通知が届き、受診された方	200
11		歯科受診勸奨 (糖尿病)	通知が届き、受診された方	
12		適正な受診・服薬の促進	通知が届き、医師または薬剤師に相談された方	200
13	禁煙ポイント	禁煙外来受診	令和5年4月から令和6年3月までに禁煙外来で医療機関を受診した方	100

2 検診ポイント

番号	項目	対象条件	ポイント
		※年齢は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの誕生日における年齢です。	

14	胃がん検診(1) (エックス線検査) 胃がん検診(2) (内視鏡検査)	・40~49歳の方 (昭和49年4月1日~昭和59年3月31日に生まれた方) →エックス線検査のみ受診可能 ・50歳以上の方(昭和49年3月31日以前に生まれた方) →エックス線検査・内視鏡検査のいずれかを受診可能 (同一年度内に両方受診することはできません。また、内視鏡検査を受診した場合は、翌年度はエックス線・内視鏡検査とも受診できません。)	200
15	肺がん検診	40歳以上の方 (昭和59年3月31日以前に生まれた方)	
16	大腸がん検診	40歳以上の方 (昭和59年3月31日以前に生まれた方)	
17	子宮頸がん検診	20歳以上の女性 (平成16年3月31日以前に生まれた女性)	
18	乳がん検診	40歳以上の女性 (昭和59年3月31日以前に生まれた女性)	
19	喉頭がん検診	40歳以上の方(昭和59年3月31日以前に生まれた方)で、次の①②のいずれかに該当する方 ①喫煙している又は過去に喫煙していた方 ②身近な方が喫煙しているなど、検診を行う医師が特に必要と認める方	100
20	前立腺がん検診	60・65・70歳の男性で、令和5年6月から令和6年3月までに受診した方	
21	B型・C型 肝炎ウイルス検診	次の①②の両方に該当する方で、令和5年6月から令和6年3月までに受診した方 ①40歳以上(昭和59年3月31日以前に生まれた方) ②令和4年度までにB型・C型肝炎ウイルス検診を未受診の方	200
22	眼科(緑内障等)検診	40・45・50・55・60・65・70歳の方	100
23	骨粗しょう症検診	40・45・50・55・60・65・70歳の女性	200
24	成人歯科健康診査	20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70・76・80歳の方	
25	20歳のピロリ菌検査	20歳の方(平成15年4月2日から平成16年4月1日に生まれた方)	100
26	予防接種	令和5年4月以降に予防接種を受けたすべての方(1回、2回)	各200